

高石市分別収集計画（第6期）

平成22年6月

高石市 総務部 生活環境課

高石市分別収集計画（第6期）

1 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産・大量消費は、私たちの生活を豊かにする一方、それにより生み出された大量の廃棄物は、環境への負荷の増大や最終処分場の逼迫等の問題を発生させています。そのため、限りある資源を有効に使い、環境への負荷を減らす循環型社会を形成していくことは、重要な課題となっています。

そのためには、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、資源の有効活用を図ることが大切になってきます。なかでも生活の中で身近なものである容器包装廃棄物は、一般廃棄物の6割（容積比）を占めており、市民・事業者・行政が協力してこの容器包装廃棄物に関する取組を行うことは、極めて重要となります。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、容器包装廃棄物を分別収集し、焼却処分・最終処分量の削減と資源の有効活用を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした循環型地域社会づくり
- ・ 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境の保全を図る。
- ・ 行政・市民・事業者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他の色）、飲料用紙製容器、段ボール製容器、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装（白色の発泡スチロール製食品トレイ・その他のプラスチック製容器包装）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	3,420	3,405	3,405	3,405	3,405

《参考》 容器包装廃棄物の品目ごと排出量の見込み

単位：t

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
スチール缶	150	149	149	149	149
アルミ缶	72	72	72	72	72
無色ガラスビン	272	271	271	271	271
茶色ガラスビン	204	203	203	203	203
その他ガラスビン	68	68	68	68	68
紙パック	92	91	91	91	91
段ボール	454	452	452	452	452
その他紙製容器	622	619	619	619	619
ペットボトル	201	200	200	200	200
白色トレイ	33	33	33	33	33
その他プラスチック	1,252	1,247	1,247	1,247	1,247
合計	3,420	3,405	3,405	3,405	3,405

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連帯を図る。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により市民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、当市廃棄物減量等推進審議会において容器包装ごみの収集方法等を審議するとともに、廃棄物減量等推進員によるリサイクル活動を推進する。

方策名	事業内容	効果等
買い物袋持参の啓発	ごみのリーフレット、広報紙、推進員だより等を通じて買い物袋持参を市民に啓発	ごみの減量化と市民の意識が高められる。
過剰包装の抑制	市内のスーパーマーケットをはじめ各家電小売店等の販売店に簡易包装を進めるよう協力を依頼する。	簡易包装等が進み、ごみの排出抑制につながる。
有価物集団回収奨励金制度	市内の自治会、子供会等の住民団体に対して、古紙類・古布類を回収した重量に応じて奨励金を交付する。	古紙類等の分別と再資源化が進む。市民のリサイクル意識が向上する。
廃棄物減量等推進員制度	市民、事業者、市とのパイプ役、廃棄物の減量化、資源化、ごみの分別排出の指導等、地域社会のリーダーとしての役割を担う。	市民の意識の向上を促進し、ごみの減量化、資源化を推進する。
違反ごみに対する注意シール制度	市の分別収集に対して未分別、収集日以外の排出等の違反ごみに対して注意シールを貼付する。	分別排出の意識を高め、適正な排出を進める。
環境教育、啓発活動の充実	学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、ごみ処理施設の見学会など、認識を深めてもらう。ごみ減量化リサイクルフェアの開催（9月）	ごみの排出抑制、分別排出、再利用の意義及び効果を市民に理解してもらうことで、ごみ減量化を進める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集器材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器	びん
無色のガラス製容器	
茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製容器包装で上記以外のもの	紙パック・段ボール以外の 紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ
	ペットボトル・白色トレイ以外の プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	139		139		139		139		139	
主としてアルミ製の容器	23		23		23		23		23	
無色のガラス製容器	(合計) 107		(合計) 107		(合計) 107		(合計) 107		(合計) 107	
	(引渡)量	(独自処理)量 107	(引渡)量	(独自処理)量 107	(引渡)量	(独自処理)量 107	(引渡)量	(独自処理)量 107	(引渡)量	(独自処理)量 107
茶色のガラス製容器	(合計) 100		(合計) 100		(合計) 100		(合計) 100		(合計) 100	
	(引渡)量	(独自処理)量 100	(引渡)量	(独自処理)量 100	(引渡)量	(独自処理)量 100	(引渡)量	(独自処理)量 100	(引渡)量	(独自処理)量 100
その他のガラス製容器	(合計) 9		(合計) 9		(合計) 9		(合計) 9		(合計) 9	
	(引渡)量	(独自処理)量 9	(引渡)量	(独自処理)量 9	(引渡)量	(独自処理)量 9	(引渡)量	(独自処理)量 9	(引渡)量	(独自処理)量 9
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	2		2		2		2		2	
主としてダンボール製の容器	247		246		246		246		246	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 42		(合計) 62		(合計) 83		(合計) 104		(合計) 125	
	(引渡)量	(独自処理)量 42	(引渡)量	(独自処理)量 62	(引渡)量	(独自処理)量 83	(引渡)量	(独自処理)量 104	(引渡)量	(独自処理)量 125
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器	(合計) 133		(合計) 132		(合計) 132		(合計) 132		(合計) 132	
	(引渡)量	(独自処理)量 133	(引渡)量	(独自処理)量 132	(引渡)量	(独自処理)量 132	(引渡)量	(独自処理)量 132	(引渡)量	(独自処理)量 132
主としてプラスチック製の容器包装で上記以外のもの	(合計) 10		(合計) 10		(合計) 10		(合計) 10		(合計) 10	
	(引渡)量	(独自処理)量 10	(引渡)量	(独自処理)量 10	(引渡)量	(独自処理)量 10	(引渡)量	(独自処理)量 10	(引渡)量	(独自処理)量 10
うち白色トレー	(合計) 8		(合計) 8		(合計) 8		(合計) 8		(合計) 8	
	(引渡)量	(独自処理)量 8	(引渡)量	(独自処理)量 8	(引渡)量	(独自処理)量 8	(引渡)量	(独自処理)量 8	(引渡)量	(独自処理)量 8

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は高石市一般廃棄物処理基本計画、市域の開発状況を勘案し、次のとおり設定した。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
60,023人	59,789人	59,789人	59,789人	59,789人
対前年度比 99.61%	対前年度比 99.61%	対前年度比 100.00%	対前年度比 100.00%	対前年度比 100.00%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。現在、自治会や住民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器・段ボールについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

また、平成22年4月より紙パック・段ボール以外の紙製容器包装を集団回収の対象品目に追加し、ペットボトル・白色トレイ以外のプラスチック製容器包装については、一部資源化を実施している。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	市による定期回収	組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	市による定期回収	組合
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	集団回収	再生業者
	段ボール	段ボール	集団回収	再生業者
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	集団回収	再生業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期回収	市・組合
	白色発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ	市による定期回収	市・組合
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市による定期回収	市・組合

《参考》 分別の区分と実施時期

	収集に係る分別の区分	分別収集する容器包装廃棄物の種類	23年	24年	25年	26年	27年
1	缶	スチール缶					
		アルミ缶					
2	ガラスビン	無色ガラスビン					
		茶色ガラスビン					
		その他ガラスビン					
3	紙製容器包装	紙パック					
		段ボール					
		その他の紙容器					
4	プラスチック製容器包装	ペットボトル					
		白色トレイ					
		その他プラスチック容器					

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

缶・ガラスびんについては、現在組合の中間処理施設で選別、圧縮、保管しているが、その他の紙製容器包装及びその他のプラスチック製容器包装の分別収集の施設については、組合の再資源化施設等の進捗状況を見据え検討する。

処理段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類の

処理の段階	区分	仕様
収集・運搬	収集車両	共通車準備
選別・保管	ストックヤード兼 前処理場	コンクリート張り集積場

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	袋	2 t ダンプ	組合
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	袋	軽ダンプ パッカー車	小型選別施設 (選別・圧縮)
茶色のガラス製容器				
その他の色ガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	縛る	集団回収	再生業者
段ボール	段ボール	縛る		
その他の紙製容器包装	紙パック・段ボール以外の紙製容器包装	縛る		
ペットボトル	ペットボトル	袋	2 t ダンプ 軽ダンプ	ストックヤード 兼前処理場
その他のプラスチック製容器包装	白色トレイ	袋		
		ペットボトル・白色トレイ以外のプラスチック製容器包装	袋	パッカー車

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会で審議し、推進体制を整備する。また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、廃棄物減量等推進員制度を活用する。
- 自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、回収器材の貸与などの支援を行う。
- 容器包装を販売、使用する事業者到店頭回収等の自主回収と資源化を進めるよう協力を依頼する。